

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第八十二条第二項の規定に基づき、法及び文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で本市の区域内に存するものうち、本市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(昭五一、六・平一七、三・改正)

### (定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(昭五一、六・平一七、三・改正)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 仙台市教育委員会(以下「委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(平一七、三・改正)

## 第二章 仙台市文化財保護審議会

(平九、三・全改)

第四条 法第九十条の規定に基づき、委員会に仙台市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる措置を採ろうとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

一 仙台市指定有形文化財の指定又はその解除

二 仙台市指定無形文化財の指定又はその解除

三 仙台市指定有形民俗文化財又は仙台市指定無形民俗文化財の指定又はその解除

四 仙台市指定史跡、仙台市指定名勝又は仙台市指定天然記念物の指定又はその解除

五 仙台市登録文化財の登録又はその取消し

六 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し特に重要な事項として委員会が定める事項

3 審議会は、委員十五人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから、委員会が委嘱する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(平九、三・全改、平一七、三・改正)

## 第三章 仙台市指定有形文化財

### (指定)

第五条 委員会は、本市の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第三条第一項の規定により宮城県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち本市にとって重要なものを仙台市指定有形文化財(以下「指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第一項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(昭五一、六・改正)

(解除)

第六条 指定有形文化財が指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定又は県条例第三条第一項の規定による宮城県指定有形文化財の指定があったときは、当該指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、委員会はその旨を告示するとともに当該指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項で準用する前条第三項の規定による指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

(昭五一、六・平一七、三・改正)

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第七条 指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並びにこれに基づいて発する委員会規則及び委員会の指示に従い指定有形文化財を管理しなければならない。

2 指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、指定有形文化財の所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(昭五一、六・平一七、三・改正)

(所有者の変更等)

第八条 指定有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者に変更があったときは、新たに所有者又は権原に基づく占有者になった者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 指定有形文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(昭五一、六・改正)

(滅失、き損等)

第九条 指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)及び権原に基づく占有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(昭五一、六・改正)

(所在の変更)

第十条 指定有形文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者は、当該指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

(昭五一、六・改正)

(修理)

第十一条 指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。

(平一七、三・改正)

(管理又は修理の補助)

第十二条 指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市長は、当該所有者に対し、その経費の一部を補助することができる。

(昭五一、六・改正)

(管理又は修理に関する勧告)

第十三条 指定有形文化財の管理が適当でないため当該指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、委員会は、所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を本市の負担とすることができる。

(昭五一、六・改正)

(現状変更等の制限)

第十四条 指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については委員会の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けた者は、現状変更等が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、委員会にその旨を報告しなければならない。

(昭五一、六・全改、平一二、三・改正)

(修理の届出等)

第十五条 指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第十二条の規定による補助金の交付、第十三条第二項の規定による勧告又は前条の規定による許可をうけて修理を行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者又は第十三条第二項の規定による勧告に基づき修理をした者は、修理が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、委員会にその旨を報告しなければならない。

(平一二、三・平一七、三・改正)

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十六条 指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の命令、勧告及び指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

#### 第四章 仙台市指定無形文化財

(指定)

第十七条 委員会は、本市の区域内に存する無形文化財(法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第十六条第一項の規定により宮城県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち本市にとって重要なものを仙台市指定無形文化財(以下「指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなけれ

ばならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第三項の規定を準用する。

(昭五一、六・平七、三・平一七、三・改正)

(解除)

第十八条 指定無形文化財が指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに当該指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 指定無形文化財について法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定又は県条例第十六条第一項の規定による宮城県指定無形文化財の指定があつたときは、当該指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに当該指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されていたもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。

(昭五一、六・平一七、三・改正)

(保持者の氏名変更等)

第十九条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他委員会の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(昭五一、六・改正)

(保存)

第二十条 委員会は、指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

(昭五一、六・改正)

(保存に関する助言又は勧告)

第二十一条 委員会は、指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(昭五一、六・改正)

第五章 仙台市指定有形民俗文化財及び仙台市指定無形民俗文化財

(昭五一、六・改称)

(指定)

第二十二條 委員会は、本市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第七十八條第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第二十二條第一項の規定により宮城県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち本市にとって重要なものを仙台市指定有形民俗文化財(以下「指定有形民俗文化財」という。)に、本市の区域内に存する無形の民俗文化財(法第七十八條第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第二十二條第一項の規定により宮城県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち本市にとって重要なものを仙台市指定無形民俗文化財(以下「指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定有形民俗文化財の指定には、第五條第二項から第五項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(昭五一、六・全改、平一七、三・改正)

(解除)

第二十三條 指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財が指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財について法第七十八條第一項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は県条例第二十二條第一項の規定による宮城県指定有形民俗文化財若しくは宮城県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該指定有形民俗文化財又は当該指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

3 指定有形民俗文化財について、第一項の規定による指定の解除には第六條第二項及び第五項の規定を、前項の場合には同條第四項及び第五項の規定を準用する。

4 指定無形民俗文化財について、第一項の規定による指定の解除はその旨を告示してし、第二項の場合には委員会はその旨を告示しなければならない。

(昭五一、六・全改、平一七、三・改正)

(現状変更の届出等)

第二十四條 指定有形民俗文化財の現状変更等をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、現状変更等が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、委員会にその旨を報告しなければならない。

3 指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、第一項の規定による届出をした者に対し、現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

(昭五一、六・平一二、三・改正)

(準用規定)

第二十五條 第七條から第十三條まで並びに第十五條及び第十六條の規定は、指定有形民俗文化財について準用する。

2 第二十一條の規定は、指定無形民俗文化財について準用する。

(昭五一、六・平七、三・改正)

(保存)

第二十六條 委員会は、指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

(平七、三・改正)

第六章 仙台市指定記念物

(指定)

第二十七条 委員会は、本市の区域内に存する記念物(法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第三十条第一項の規定により宮城県指定史跡、宮城県指定名勝又は宮城県指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、本市にとって重要なものを仙台市指定史跡、仙台市指定名勝又は仙台市指定天然記念物(以下「指定記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第五条第二項から第四項までの規定を準用する。

(昭五一、六・平七、三・平一七、三・改正)

(解除)

第二十八条 指定記念物が指定記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 指定記念物について法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があったとき又は県条例第三十条第一項の規定による宮城県指定史跡、宮城県指定名勝若しくは宮城県指定天然記念物の指定があったときは、当該指定記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には第六条第二項の規定を、前項の場合には第六条第四項の規定を準用する。

(昭五一、六・平七、三・平一七、三・改正)

(土地の所在等の異動の届出)

第二十九条 指定記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者は速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(昭五一、六・旧第三十条繰上・改正)

(準用規定)

第三十条 第七条から第九条まで及び第十一条から第十六条第一項までの規定は、指定記念物について準用する。

(昭五一、六・旧第三十二条繰上・改正)

第七章 仙台市登録文化財

(平七、三・追加)

(登録)

第三十一条 委員会は、本市の区域内に存する文化財(法の規定により指定され、又は登録されたもの及び県条例又はこの条例の規定により指定されたものを除く。)のうち特に保存が望ましいものを仙台市登録文化財(以下「登録文化財」という。)として登録し、その保存及び活用が適切に行われるよう必要な措置を講ずることができる。

2 登録文化財の種別は、次のとおりとする。

一 仙台市登録有形文化財

二 仙台市登録無形文化財

三 仙台市登録有形民俗文化財

四 仙台市登録無形民俗文化財

五 仙台市登録史跡、仙台市登録名勝又は仙台市登録天然記念物(以下「登録史跡名勝天然記念物」と総称する。)

3 第一項の規定による仙台市登録有形文化財、仙台市登録有形民俗文化財及び登録史跡名勝天然記念物(以下「登録有形文化財等」という。)の登録には、第五条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による仙台市登録無形文化財の登録には、第十七条第二項から第五項までの規定を準用する。

5 第一項の規定による仙台市登録無形民俗文化財の登録には、第二十二条第三項の規定を準用する。

(平七、三・追加、平九、三・改正)

(登録の取消し)

第三十二条 登録文化財の登録の取消しには、第六条第一項から第四項まで、第十八条、第二十三条及び第二十八条の規定を準用する。

2 登録文化財について、法第五十七条第一項、法第九十条第一項若しくは法第百三十二条第一項の規定による登録又はこの条例の規定による指定があったときは、当該登録文化財の登録は取り消されたものとする。

3 前項の場合には、第六条第四項、第十八条第五項、第二十三条第三項及び第四項並びに第二十八条第三項の規定を準用する。

(平七、三・追加、平九、三・平一七、三・改正)

(現状変更等の届出等)

第三十三条 登録有形文化財等の現状変更等をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、現状変更等が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、委員会にその旨を報告しなければならない。

3 登録有形文化財等の保護上必要があると認めるときは、委員会は、第一項の規定による届出をした者に対し、現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

(平七、三・追加、平一二、三・改正)

(準用規定)

第三十四条 第七条から第十条まで、第十六条第一項、第十九条、第二十一条、第二十五条第二項及び第二十九条の規定は、登録文化財について準用する。

(平七、三・追加)

第八章 補則

(平七、三・旧第七章繰下)

(委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

(昭五一、六・旧第三十三条繰上、平七、三・旧第三十一条繰下)

附 則

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和三七年一二月規則第四一号で、昭和三七年一二月一日から施行)

(昭六二、九・旧附則・改正)

2 宮城町の編入の日前に旧宮城町文化財保護条例(昭和五十八年宮城町条例第三十五号)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(昭六二、九・追加)

3 秋保町の編入の日前に旧秋保町文化財保護条例(昭和四十二年秋保町条例第二十一号)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(昭六三、二・追加)

4 泉市の編入の日前に旧泉市文化財保護条例(昭和三十九年泉市条例第九号)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(昭六三、二・追加)

附 則(昭五一、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(昭六三、二・改正)

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則(平七、三・改正)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平九、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市文化財保護委員会の委員である者は、その際改正後の仙台市文化財保護条例第四条第四項の規定により仙台市文化財保護審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市文化財保護委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則(平一二、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に仙台市文化財保護条例施行規則(昭和三十七年仙台市教育委員会規則第十一号)の規定によりした手続その他の行為で、改正後の仙台市文化財保護条例(以下「改正後の条例」という。)に相当する規定のあるものは、改正後の条例の規定によりしたものとみなす。

附 則(平一七、三・改正)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、題名の次に目次を付する改正規定、第二条、第三条、第六条、第七条、第十一条及び第十五条の改正規定並びに第二十八条の改正規定(「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。